

別海町議会会議録

第1号(令和2年9月14日)

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第64号 | 令和2年度別海町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第 8 | 議案第65号 | 令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 議案第66号 | 令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第67号 | 令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第68号 | 令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 | 議案第69号 | 令和2年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第70号 | 令和2年度別海町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第71号 | 別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第73号 | 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第74号 | 別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第75号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第19 | 議案第76号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第20 | 議案第77号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第21 | 議案第78号 | 工事請負契約の締結について(中春別東町土砂災害警戒区域対策工事) |
| 日程第22 | 議案第79号 | 財産の取得について(高規格救急自動車) |
| 日程第23 | 議案第80号 | 財産の取得について(タブレット端末) |
| 日程第24 | 議案第81号 | 財産の取得について(タブレット端末) |
| 日程第25 | 議案第82号 | 財産の取得について(タブレット端末) |

日程第 2 6	議案第 8 3 号	財産の取得について（タブレット端末）
日程第 2 7	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 2 8	認定第 1 号	令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 9	認定第 2 号	令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 0	認定第 3 号	令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 1	認定第 4 号	令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 2	認定第 5 号	令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 3	認定第 6 号	令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 4	認定第 7 号	令和元年度町立別海病院事業会計決算認定について
日程第 3 5	認定第 8 号	令和元年度別海町水道事業会計決算認定について
日程第 3 6	報告第 6 号	放棄した債権の報告について
日程第 3 7	報告第 7 号	令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 3 8	報告第 8 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 3 9	報告第 9 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 4 号	令和 2 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 6 5 号	令和 2 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 6 6 号	令和 2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 6 7 号	令和 2 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 6 8 号	令和 2 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 6 9 号	令和 2 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 7 0 号	令和 2 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 7 1 号	別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 7 2 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 7 3 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第74号 別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第75号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第19 議案第76号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第77号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第21 議案第78号 工事請負契約の締結について（中春別東町土砂災害警戒区域対策工事）
- 日程第22 議案第79号 財産の取得について（高規格救急自動車）
- 日程第23 議案第80号 財産の取得について（タブレット端末）
- 日程第24 議案第81号 財産の取得について（タブレット端末）
- 日程第25 議案第82号 財産の取得について（タブレット端末）
- 日程第26 議案第83号 財産の取得について（タブレット端末）
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 認定第1号 令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第2号 令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第3号 令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第4号 令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第5号 令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第6号 令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第7号 令和元年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第35 認定第8号 令和元年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第36 報告第6号 放棄した債権の報告について
- 日程第37 報告第7号 令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第38 報告第8号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第39 報告第9号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 宮越正人 | 2番 横田保江 |
| 3番 田村秀男 | 4番 小椋哲也 |
| 5番 外山浩司 | 6番 大内省吾 |
| 7番 木嶋悦寛 | 8番 松壽孝雄 |
| 9番 今西和雄 | 10番 小林敏之 |

11番 瀧川 榮子
13番 中村 忠士
副議長 15番 戸田 憲悦

12番 松原 政勝
14番 佐藤 初雄
議長 16番 西原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長 曾根 興三
教 育 長 登藤 和哉
監 査 委 員 竹中 仁
総 務 部 長 浦山 吉人
産 業 振 興 部 長 門脇 芳則
教 育 部 長 山田 一志
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中村 公一
監 査 委 員 事 務 局 長 小林 由治
福 祉 部 次 長 青柳 茂
建 設 水 道 部 次 長 伊藤 一成
総 務 課 長 佐々木 栄典
財 政 課 長 寺尾 真太郎
防 災 交 通 課 長 麻郷地 聡
尾 岱 沼 支 所 長 他 福原 義人
介 護 支 援 課 長 千葉 宏
保 健 課 長 他 干場 富夫
農 政 課 長 小野 武史
商 工 観 光 課 長 田畑 直樹
事 業 課 長 袴田 充輝
病 院 事 務 課 長 小川 信明
学 校 教 育 課 長 入倉 伸顕
中 央 公 民 館 長 内山 宏

副 町 長 佐藤 次春
代 表 監 査 委 員 杉本 義久
農 業 委 員 会 会 長 小野 栄一
福 祉 部 長 今野 健一
建 設 水 道 部 長 山岸 英一
会 計 管 理 者 阿部 美幸
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄典
総 務 部 次 長 佐々木 栄典
産 業 振 興 部 次 長 小湊 昌博
教 育 部 次 長 石川 誠
総 合 政 策 課 長 三戸 俊人
税 務 課 長 伊藤 輝幸
西 公 民 館 長 他 田村 康行
福 祉 課 長 干場 みゆき
町 民 課 長 青柳 茂
老 人 保 健 施 設 事 務 長 竹中 利哉
水 産 み ど り 課 長 小湊 昌博
管 理 課 長 川畑 智明
上 下 水 道 課 長 外石 昭博
学 務 課 長 他 宮本 栄一
生 涯 学 習 課 長 他 石川 誠
図 書 館 長 他 新堀 光行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小島 実

主 幹 松本 博史

○会議録署名議員

7番 木嶋 悦寛
9番 今西 和雄

8番 松壽 孝雄

◎開会宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
会議に入ります前に申し上げます。
今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。
庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。
議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、併せて申し上げます。
なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。
ただいまから令和2年第3回別海町議会定例会を開会いたします。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
7番木嶋議員。
○7番（木嶋悦寛君） はい。
○議長（西原 浩君） 8番松壽議員。
○8番（松壽孝雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 9番今西議員。
○9番（今西和雄君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。
なお、本件は、報告のみであります。
議会運営委員長。
○議会運営委員長（小林敏之君） はい。
9月4日及び9月9日に開催いたしました議会運営委員会で第3回定例会に関わる運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。
第3回定例会に町側から提出されております案件は、全部で33件であります。
内容は、令和2年度各会計補正予算が7件、条例の一部改正が4件、北海道町村議会等の組合規約の変更が3件、工事請負契約の締結が1件、財産の取得が5件、諮問案件が1件、令和元年度各会計決算認定が8件、放棄した債権の報告が1件、令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率の報告が1件、専決処分の報告が2件であります。

これら提出案件のうち各会計補正予算の7件と各会計決算認定8件を除いて委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

特別委員会に付託する令和2年度各会計補正予算及び令和元年度各会計決算認定については、全議員で構成する予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、議案第64号から第70号までの各会計補正予算の7件、議案第75号から第77号までの組合規約の変更3件、議案第80号から第83号までの財産の取得4件、認定第1号から第8号までの各会計決算認定8件、報告第8号及び第9号の専決処分の報告2件については、関連がありますので、それぞれ一括議題といたします。

報告第6号の放棄した債権の報告から報告第9号の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第3回定例会の会期は、9月14日から9月18日までの5日間とし、初日には、行政報告、町長提出案件の内容説明・質疑を行います。

2日目には一般質問を行い、3日目・4日目は休会とし、特別委員会及び各常任委員会を行います。

最終日は、町長提出議案の討論・採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件の内容説明・質疑、討論・採決を行います。

また、議会基本条例調査特別委員会から調査の中間報告をしたい旨の申し出がありますので、お受けすることとしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、横田議員、小椋議員、中村議員、瀧川議員の5名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に関わる対応については、慎重に協議をいたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情書等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在予定されておりますのは、議員提出案件が1件、委員会提出案件が1件で合わせて2件であります。

内容は、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書で戸田議員が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財政の確保を求める意見書で総務文教常任委員長が、それぞれ定例会最終日に提案することになっております。

最後に、反問権についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により議員の質疑及び質問に対し論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長はじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告とさせていただきます。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月18日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和2年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、全員の出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

定例会開会に当たりまして行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、まだまだ終息のめどは立っておらず、長期化の様相を呈しております。

本町では、まだ感染者が確認されておりませんが、検査に検体を回された方は、相当数の方がおられます。

また、根室管内全体では、8月に3人目となる感染者が報告されました。

身近な地域においても感染者が確認されている現状を踏まえて、町としては、危機意識を持ち、感染対策の再徹底を図るとともに、町民への注意喚起、また、感染者が出た場合の誹謗や中傷の防止に対してチラシの全戸配布をするなど、しっかり対策を行ってきたところでございます。

町では、これまで国・道によります対策に加えまして、町独自の支援対策を講じてきたところでございますけれども、その進捗状況は、9月11日に開催されました第4回全員協議会の際に配付しております資料に記載しております。

おおむね全体的に順調に進んでおります。

加えまして、同様に全員協議会において状況を説明させていただきました国の高度無線環境整備推進事業、これを活用しました町内全域の光回線整備につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを財源に見込み、公設方式により国、道及び通信事業者等と協議の上進めてまいります。

さらに、町では、新たな緊急支援対策として地方創生臨時交付金を活用しまして、自治

体におけるオンライン会議等に対応する機器の整備を図るオンライン化対応機器等導入事業、また、国の特別定額給付金の対象外となっておりました新生児を対象に給付金を支給する新生児特別給付金支給事業、そしてさらに、流通の滞った地元海産物の消費の促進を図る学校給食等食材提供事業、そして4つ目には、臨時休校等の際にも学習教材や保護者への連絡をブログ機能により配信します小・中学校ブログリニューアル事業、これら4つの事業を行うための経費を9月補正予算に計上させていただいております、新型コロナウイルス感染症の完全なる終息につながるよう、今後も、国・道の対策を注視するとともに、町民の皆様と心をつなげてこの難局を乗り切るように努めてまいります。

また、本年5月に設立されました、これは民間の有志の方々に設立したのですが、「別海町の新型コロナウイルス対策を支援する町民有志の会」、この会の呼びかけによりまして、8月31日までの期間で行われました町のコロナ対策への寄附につきましては、期間中、4団体、19事業者、41名の町民の皆様方から総額で442万7,000円の寄附金が寄せられました。

有志の会の皆様、そして呼びかけに賛同し寄附をいただきました町民の皆様の善意に心よりお礼を申し上げます。

同様に、この間、マスクや消毒液、その他感染防止対策に関わる備品等を提供いただきました町内外の方々や団体、事業者への皆様にも、改めて強く感謝を申し上げます。

町といたしましては、皆様方の善意に応えるべく有効的な活用をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここから産業の動向について報告を申し上げます。

酪農・畜産情勢でございますけれども、町内の生乳生産は、本年1月から7月までで29万5,000トン、これは対前年比で103.1%となっており、販売額では313億6,000万円、これは対前年比で106.6%となっておりまして、いずれも好調に推移しております。

牧草の生育状況につきましては、9月1日現在、平年並みに推移しておりまして、収穫状況は、例年より4日ほど早い状況となっております。

また、飼料用のトウモロコシにつきましても、例年より1日早い生育状況となっております。

家畜の暑熱被害、熱による被害でございますけれども、これは、7月1日から8月31日までの間に6頭が日射病及び熱射病を発症し、2頭が廃用となり、残りの4頭は現在回復しております。

次に、水産業の状況についてでございます。

野付、別海両漁協における本年8月末までの漁獲量は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、水揚数量は1万8,800トン、数量的には対前年比72%でございます。

コロナウイルスの影響が出ております金額につきましては、37億9,000万円、これは、対前年比で52%ということで大変大きく落ち込んでおります。

非常に厳しい状況になっております。

また、夏のホッカイシマエビ、これの漁も、操業前の資源調査の結果から、昨年を14トン下回る12.5トンの漁獲計画で操業が始まりました。

計画数量を1.8トン残しまして夏漁の操業を終えております。

来月10月には秋エビ漁が漁期を迎えることですから、今後の漁模様に期待をしている

ところでございます。

本町の主要漁業でありますアキサケ定置網漁、これは、9月1日から網が入り、4日からは本格操業が始まっております。

水揚状況については、低位な滑り出しでございます。

ただ、価格は、昨年を上回る状況であります。

今後の本格的な操業に向け、来遊状況や価格の動向に期待をしているところです。

ただ、来遊状況は、非常に厳しい予測も見込まれており、危惧しているところでございます。

次に、商工業と観光についてでございます。

別海町中小企業振興行動指針に基づく担い手育成の一環としまして、昨年に引き続きまして、7月に別海高校生と地元企業との懇談会を実施いたしました。

懇談会には、企業11社が参加をいたしまして、29名の生徒と企業が直接対話することで業務内容や職種への理解が深まり、地元企業への就職希望者の増加と就職後の早期離脱防止の一助になるものと考えております。

観光客の入込数については、7月末現在3万8,100人、これは、前年よりも11万5,500人減少しております。新型コロナウイルス感染症の影響からのイベントの中止や外出自粛要請等が主な原因であると思っております。

1日も早く新型コロナウイルス感染症が終息を迎え、交流人口が増加することを願うばかりでございます。

次に、建設工事等の発注状況についてでございますけれども、9月3日現在で、工事及び業務委託を合わせまして103件、約18億8,000万円と、今年度予定の74%を発注しております。おおむね計画どおりの進捗状況となっております。

今後の入札につきましては、工事では、小・中学校高速LAN設置工事や2カ年国債での道路工事、業務委託では、町有車両による除雪業務などを予定しているところでございます。

産業の動向については以上でございます。

最後に、令和2年国勢調査について申し上げます。

今年は、5年に1度の国勢調査が10月1日を基準日として全国一斉に実施されます。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染対策を防止するため調査員と世帯との接触を減らして調査を実施していきます。

本日、9月14日から調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布しますが、配布及び調査に当たっていただく調査員の皆様には大変御苦勞をおかけすることになるというふうを考えておりますが、よろしくお願いを申し上げます。

なお、調査の回答は、インターネット回答を推奨しておりますが、紙の調査票での回答の場合は、配布する郵送提出用封筒で郵送いただくこととなります。

皆様の御協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

ありがとうございます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が20件、諮問が1件、認定が8件、報告が4件でございます。

まず最初に、議案第64号は、令和2年度一般会計補正予算です。

主な補正内容ですが、コロナ禍の影響により執行中止となった事務事業や、東圏域の介護施設整備事業の延期、及びリサイクルセンターのプラスチック減容機更新事業費の精査などにより、関連する事業費を減額する一方で、新生児特別給付金支給事業など、新型コロナウイルス感染症対策事業の増額や光ファイバ整備事業費の計上などから30億6,060万円を増額補正するものです。

次に、議案第65号の令和2年度国民健康保険特別会計補正予算では、コロナ禍の影響による特定健診受診率向上事業の中止などにより関連経費を減額する一方で、令和元年度決算確定に伴う保険給付費等普通交付金の精算還付金を計上し、800万円を増額する補正となっています。

議案第66号の令和2年度下水道事業特別会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対策による下水道料金の減免に伴う使用料の減額のほか、特定環境保全施設設備補修事業の執行額確定によるものが主な内容で、90万円を減額補正するものです。

議案第67号の令和2年度介護サービス事業特別会計補正予算では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給事業費の増が主な内容で、210万円を増額補正するものです。

次に、議案第68号は、令和2年度介護保険特別会計補正予算で、コロナ禍の影響により執行中止となった事務事業の減額がある一方で、令和元年度介護給付費等の精算還金を計上し、280万円を増額補正するものです。

次に、議案第69号は、令和2年度町立別海病院事業会計補正予算です。

収入では、コロナ禍の影響による医業収益1億9,000万円の減額とそれに伴う減収を補填するための特別減収対策企業債2億6,810万円を計上しております。

また、医業費用の補正のほか、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給事業として1,209万円を計上するなど、収益的支出で2,382万5,000円を増額補正するものです。

議案第70号の令和2年度水道事業会計補正予算では、新型ウイルス感染症対策による水道料減免に伴う営業収益の減などで、収益的支出で113万4,000円を減額補正するものです。

次に、議案第71号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の認定要件の一つである必須研修について、現行の都道府県知事または政令指定都市の長が行う研修に中核都市を加えるものです。

議案第72号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、

施設の卒園後、引き続き教育または保育が受けられる場合の連携施設の確保が不要とされる特別措置の追加など、所要の改正を行うものです。

議案第73号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、議案第72号と同様、施設の卒園後、引き続き教育または保育が受けられる場合の連携施設の確保が不要とされる特別措置の追加など、所要の改正を行うものです。

議案第74号別海町立認定こども園設置条例の一部改正については、近年の児童数減少などに伴い設定する定員の利用児童数に乖離が生じたため、定員の見直しを行うものです。

議案第75号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、議案第76号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、及び議案第77号北海道市町村退職手当組合の組合理約の変更については、いずれも組合の構成団体に減が生じたことが理由で、それぞれの組合から規約変更の協議があったものであります。

次に、議案第78号の工事請負契約の締結については、8月20日に入札を行った工事のうち予定価格が5,000万円を超えるものについて議会の議決を求めるものです。

次に、議案第79号から議案第83号までの財産の取得については、9月3日に入札を行った取得物件で、高規格救急車及びタブレット端末が取得価格1,500万円を超えることから議会の議決を求めるものです。

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦については、本年12月31日をもって人権擁護委員1名の方の任期が満了することから、法務大臣への候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第8号までの8件は、令和元年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

報告第6号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき令和元年度中に放棄した債権について議会に報告するものです。

報告第7号令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第8号及び報告第9号は、専決処分の報告についてです。

いずれも工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

どうぞ御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第14 議案第71号から日程第27 諮問第1号までの14件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第71号から日程第27 諮問第1号までの14件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第64号から日程第13 議案第70号

○議長(西原 浩君) 日程第7 議案第64号令和2年度別海町一般会計補正予算(第4号)、日程第8 議案第65号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第9 議案第66号令和2年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、日程第10 議案第67号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、日程第11 議案第68号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第12 議案第69号令和2年度町立別海病院事業会計補正予算(第1号)、日程第13 議案第70号令和2年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)の7件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

これらの7件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案64号令和2年度別海町一般会計補正予算(第4号)の説明を求めます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) 議案第64号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町一般会計補正予算(第4号)。

令和2年度別海町一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30億6,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億7,890万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

1款町税、2項と3項で2,059万1,000円の増。

10款地方特例交付金、1項で525万7,000円の増。

11款地方交付税、1項で5,970万5,000円の減。

15款国庫支出金、1項と2項で25億2,667万8,000円の増。

16 款道支出金、1 項と 2 項で 1 億 2,729 万 4,000 円の減。

17 款財産収入、1 項で 20 万円の増。

18 款寄附金、1 項で 212 万 7,000 円の増。

19 款繰入金、1 項で 1 億 2,385 万 9,000 円の減。

20 款繰越金、1 項で 1,285 万 3,000 円の増。

21 款諸収入、5 項で 346 万 7,000 円の減。

22 款町債、1 項で 8 億 721 万 9,000 円の増。

歳入合計で 30 億 6,060 万円の追加です。

3 ページにお進みください。

続きまして、「歳出」です。

1 款議会費、1 項で 146 万 6,000 円の減。

2 款総務費、1 項から 4 項で 32 億 2,351 万 4,000 円の増。

3 款民生費、1 項と 2 項で 1 億 5,739 万 1,000 円の減。

4 款衛生費、1 項で 65 万 2,000 円の減。

6 款農林水産業費、1 項及び 3 項と 4 項で 230 万円の増。

7 款商工費、1 項で 823 万円の減。

8 款土木費、1 項から 4 項で 1,011 万 1,000 円の増。

9 款消防費、1 項で 17 万 4,000 円の減。

10 款教育費、4 ページにわたりまして、1 項と 2 項及び 4 項から 6 項で 741 万 2,000 円の減。

4 ページをお開きください。

歳出合計で 30 億 6,060 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 229 億 7,890 万円とするものです。

5 ページにお進みください。

「第 2 表 債務負担行為補正」で、1 件の「変更」です。

「生涯学習センター建設工事」は、令和元年度から令和 3 年度までの 3 カ年工事として進めておりますが、令和元年度の本工事の契約後におきまして、公共工事の労務単価や資材単価が上昇しており、工事契約の約款に定めのある契約金額の増額変更について請求があった場合に速やかに対応する必要がありますことから、限度額を変更するもので、期間に変更はなく、限度額「30 億 4,214 万円」を変更後において「30 億 8,251 万 1,000 円」とするものです。

次に、「第 3 表 地方債補正」で、今回は、1 件の「追加」と 4 件の「変更」、そして 1 件の「廃止」です。

まず、「追加」ですが、「光ファイバ整備事業」は、国の補正予算による補助制度を活用し、町内全域の光ファイバー網整備工事に係る借入れで、限度額は「8 億 3,580 万円」。

起債の方法は、「普通貸借または証券発行」。

利率は、「3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法は、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」とするものです。

続いて、「変更」です。

1 件目「キャンプ場整備事業」及び次の「野付半島ネイチャーセンター整備事業」は、北方領土隣接地域振興等推進費補助金の減額内示によりまして、その不足分について地方債の借入れで対応したいとする限度額の増額。

3 件目「特定間伐等促進対策事業」は、未来につなぐ森づくり推進事業の事業費の増による限度額の増額。

4 件目「臨時財政対策債」は、借入可能額の確定により限度額を増額するものです。

各項目の変更額につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ変更はございません。

6 ページをお開きください。

最後に、「廃止」です。

「高規格救急自動車購入事業」は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当が見込めることとなりましたことから借入れについて廃止をするものです。

一番下段、「追加」と「変更」、そして「廃止」の合計になりますが、補正前の限度額「12億6,610万円」に8億721万9,000円を追加し、補正後の限度額を「20億7,331万9,000円」とするものです。

次の7ページから42ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明につきましては、全て省略をさせていただきます。

以上で議案第64号一般会計補正予算（第4号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第65号令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（青柳 茂君） はい。

議案第65号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,290万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

4款繰入金、2項で773万円の増。

5款繰越金、1項で27万円の増。

歳入合計で800万円の追加です。

次に、「歳出」です。

1 款総務費、1 項と3 項で1 4 万5, 0 0 0 円の減。

5 款保健事業費、1 項と2 項で3 4 9 万4, 0 0 0 円の減。

7 款諸支出金、1 項で1, 1 6 3 万9, 0 0 0 円の増。

歳出合計で8 0 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 5 億8, 2 9 0 万円とするものです。

3 ページから8 ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は、省略をさせていただきます。

9 ページをお開き願います。

「補正予算給与費明細書」です。

「1 特別職」は、別海町国民健康保険運営協議会委員が該当するものです。

下段の比較の欄で申し上げます。

職員数は、補正前と変更はございません。

給与費の報酬で1 1 万2, 0 0 0 円の増。

共済費もございませんので、合計でも1 1 万2, 0 0 0 円の増となっております。

以上で議案第6 5 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第6 6 号令和2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第6 6 号の内容説明をいたします。

別冊の令和2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1 ページをお開きください。

令和2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）。

令和2 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6 億5, 2 3 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算補正」で、補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

2 款使用料及び手数料、1 項で1 3 7 万6, 0 0 0 円の減。

4 款繰入金、1 項で3 1 万2, 0 0 0 円の増。

5 款繰越金、1 項で1 6 万4, 0 0 0 円の増。

歳入合計で9 0 万円の減額です。

次に、「歳出」です。

2 款下水道施設費、1 項で9 0 万円の減。

歳出合計で9 0 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6 億5, 2 3 0 万円とするものです。

次の3ページからの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明は省略いたします。

以上で議案第66号下水道事業特別会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第67号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第67号令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容について説明をいたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億180万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、「歳入」です。

4款繰入金、1項で89万7,000円の減。

5款繰越金、1項で18万9,000円の増。

6款諸収入、1項で300万8,000円の増。

7款町債で、1項で20万円の減。

歳入合計で210万円の追加です。

次に、「歳出」です。

1款介護サービス事業費、1項で210万円の増。

歳出合計で210万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億180万円とするものです。

3ページにお進みください。

「第2表 地方債補正」です。

今回の補正は、地方債の限度額を変更するもので、老人保健施設改修事業の事業費の確定に伴い起債の限度額を変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

3ページ中ほどの合計欄、補正前の限度額「410万円」から20万円を減額し、補正後の限度額を「390万円」とするものです。

なお、5ページから10ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明につきましては、説明を省略いたします。

以上で議案第67号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第68号令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（千葉 宏君） はい。

議案第68号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,240万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

最初に、「歳入」です。

補正額の欄で説明します。

1款保険料、1項で503万5,000円の増。

3款国庫支出金、2項で331万7,000円の減。

7款繰入金、1項と2項で50万3,000円の増。

8款繰越金、1項で7万9,000円の増。

歳入合計で230万円を追加します。

次に、「歳出」です。

1款総務費、1項で90万円の減。

5款諸支出金、1項で320万円の増。

歳出合計で230万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,240万円とするものです。

3ページから7ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書」につきましては、説明を省略いたします。

以上、議案第68号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第69号令和2年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第69号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和2年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和2年度町立別海病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を、次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院。

3,650人減で20,075人とする。

2号、外来。

7,245人減で65,870人とする。

3号、一日平均患者数。

1号、入院。

10人減で55人とする。

2号、外来。

30人減で270人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と3項合わせて9,019万円を増額し、合計で22億2,217万4,000円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と3項合わせて2,382万5,000円を増額し、合計で24億4,792万1,000円とする。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,333万円は過年度分損益勘定留保資金8,333万円を補填するものとする。）

収入の1款資本的収入、1項で550万円を増額し、5億6,908万1,000円とするものです。

次に、第5条、企業債の追加。

予算第5条の企業債に次のとおり追加する。

起債の目的、「院内総合情報システム整備事業」。

限度額、「550万円」。

「特別減収対策企業債」。

限度額、「2億6,810万円」。

起債の方法、いずれも「証書借入」。

利率、いずれも「3.0%以内」。

償還の方法、いずれも「借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。」。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費。

450万円を減額し、12億5,418万5,000円とする。

3ページの「予算実施計画」及び4ページの「予算実施計画説明書」の説明は省略し、5ページをお開き願います。

「令和2年度補正予算 町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接

法)」です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資本増加額の見込みで4,770万8,000円の増額となり、最下段、資金期末残高で1億2,465万9,000円となる予定です。

続きまして、6ページとなります。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」。

下段の比較の合計で説明いたします。

職員数。

一般職、人数の変更はありません。

給与費。

給料、5,200万円の減、報酬・賃金、4,750万円の増、合計で450万円を減額し、補正後の合計額を12億5,433万3,000円とするものです。

続きまして、8ページを御覧ください。

「令和2年度 町立別海病院事業予定損益計算書」です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失を見込み、1億5,738万2,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が25億4,428万4,000円となる見込みです。

9ページの「令和2年度 町立別海病院事業予定貸借対照表」と10ページの「注記表」の説明は省略させていただきます。

以上で議案第69号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第70号令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○上下水道課長（外石昭博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（外石昭博君） はい。

議案第70号の内容説明をいたします。

別冊の令和2年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

令和2年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、1 項と2 項で1 8 万1, 0 0 0 円を減額し、1 0 億4, 1 3 8 万3, 0 0 0 円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、2 項で1 1 3 万4, 0 0 0 円を減額し、8 億1, 7 4 4 万円とするものです。

3ページから4ページの「補正予算実施計画」及び「実施計画説明書」の説明は省略いたします。

5 ページをお開きください。

「令和2年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。
現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

8, 837万7, 000円の増額となり、最下段の資金期末残高で27億8, 802万9, 000円となる予定です。

6 ページをお開きください。

「令和2年度 別海町水道事業予定損益計算書」です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億9, 153万6, 000円となる予定です。

次の7ページ「令和2年度 別海町水道事業予定貸借対照表」と8ページの「注記表」の説明は省略いたします。

以上で議案第70号水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で議案第64号から議案第70号までの令和2年度別海町各会計補正予算の7件について内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和2年度別海町各会計補正予算の7件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号から議案第70号までの7件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第71号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第71号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第71号別海町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の8ページをお開きください。

本条例の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定により、放課後児童支援員認定資格研修実施主体として、従来の都道府県知事及び指定都市の長に中核市の長が追加されたことに伴う所要の整備を行うものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により説明いたします。

議案資料の1ページをお開き願います。

本改正案の「新旧対照表」で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第10条は、職員の規定であり、放課後児童支援員の研修実施者に中核都市の長を加えるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上、議案第71号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第72号

○議長（西原 浩君） 日程第15 議案第72号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第72号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準では、家庭的保育事業等は、3歳未満のお子さんに対する保育が適正かつ確実に行われ、3歳以降においても継続的に保育が提供できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園といった連携協力を行える施設、これを連携施設と言いますが、こちらを確保しなければならないと定められております。

このたび、当該基準の改正により、当該連携施設について様々な対応策の活用により、

引き続き教育または保育が受けられる場合における連携施設の確保条件が緩和されたことによる規定の整備、さらには、母子家庭等の乳幼児の保護者が疾病等の理由により家庭での養育が困難な場合において、保育の必要性及び家庭の状況を勘案し、居宅訪問型保育の必要性が高いと認められる乳幼児に対し保育を提供する内容の整備を行うものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の2ページをお開き願います。

本改正の「新旧対照表」で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

2ページ上段、第6条第4項は、家庭的保育事業者等による保育の提供終了後における連携施設確保の特例に関する規定であり、同項に第1号及び第2号を加え、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供しないことができる事項を明確化し、第5項は、文言の整理を行うものです。

次に、3ページ中段の第23条第2項第2号の改正は、児童福祉法一部改正に伴う引用条項の繰上げです。

3ページ下段の第37条は、居宅訪問型保育事業の規定であり、第1項第4号中の改正は、母子家庭等の乳幼児に対し居宅訪問型保育を提供することができる保護者の状態を明確化する条文の追加を行うものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

6条の4項の1号がよく分からないんですが、事実上これが加わるということなんだろうと思うんだけど、これによって別海町の家庭的保育事業に関して何がどういうふうになるのだろうかあとというふうに分からないものですから、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

質問にお答えいたします。

当町におきましては、この連携施設の確保が不要とされるという施設は現在ない状態にあります。

「3歳未満児の施設におきましては」ということですので、実際は、公立の施設2園ですね、それから私立の施設が2園になるんですけども、いずれも連携施設については認可同時に確保できておりますので、こういった状況が現状のところ生じないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい、分かりました。

○議長（西原 浩君） そのほかは、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 73 号

○議長（西原 浩君） 日程第 16 議案第 73 号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第 73 号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書は、11 ページをお開きください。

本条例の主な改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業施設を卒園した後の満 3 歳以降においても、様々な対応策の活用により引き続き教育または保育が受けられる場合の連携施設確保条件の緩和がされたことによる規定の整備、及び引用条項の改正に伴う整備を行うものです。

なお、先ほどの議案第 72 号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が児童福祉法に基づく事業認可基準であるのに対し、当該条例は、家庭的保育事業者等が地域型保育給付費の支給対象事業者となるための確認を受ける確認基準であり、双方同一の内容を規定していることから同様の改正が必要となったものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の 5 ページをお開き願います。

本改正案「新旧対照表」で、表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第 2 条第 23 号の改正は、子ども・子育て支援法一部改正に伴う引用条項の繰上げです。

第 7 条第 2 項の改正は、次項の第 42 条第 4 項の改正に伴う読替規定の整備となります。

6 ページ上段、第 40 条第 2 項の改正は、第 7 条第 2 項に読替規定を追加したことにより削除するものです。

次に、6 ページ下段から 7 ページ上段の第 42 条第 4 項は、特定地域型保育の提供終了後における特定地域型保育事業者が行う連携施設確保の特例に関する規定であり、同項に第 1 号・第 2 号を加え、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供しないことができる事項を明確化し、第 5 項は、文言の整理を行うものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で議案第 73 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 73 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 先ほどと同じ質問なのですが、念のためにお聞きします。

別海町においては、この条項を加えることで変化があるかどうかお聞きします。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

お答えします。

先ほどと同様の改正になりますので、本町におきましては支障を生じないものと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） そのほかは、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第17 議案第74号

○議長（西原 浩君） 日程第17 議案第74号別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（干場みゆき君） はい。

議案第74号別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書の13ページをお開きください。

本条例の一部改正は、近年の急激な少子化により認定こども園各園の利用児童数が減少傾向にあり、現在設定している定員数と利用する児童数に乖離が生じていることから、今後の地域における未就学児童数の動向を勘案し、定員の見直しを行おうとするものです。

また、別海保育園の定員数につきましては、市街地の私立認定こども園2園の児童数においても人口減少の影響はひとしく生じていることから、町内施設間の今後の利用状況を鑑みて精査をした定員数であり、待機児童を発生させないため想定される利用者数に対応可能な定員数を設定いたしました。

議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の8ページをお開き願います。

本改正案の「新旧対照表」で、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正前の第2条第1号の表中、名称、認定こども園別海保育園の項中、定員の「85名」を「80名」に、同条第2号の表中、名称、認定こども園中西別幼稚園の項中、定員の「45名」を「20名」に、認定こども園上西春別幼稚園の項中、定員「70名」を「50名」に、認定こども園野付幼稚園の項中、定員「70名」を「50名」に、それぞれ改めようとするものです。

なお、附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、議案第74号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第74号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第18 議案第75号から日程第20 議案第77号

○議長（西原 浩君） 日程第18 議案第75号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第19 議案第76号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第20 議案第77号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての3件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい。

議案第75号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第76号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、及び議案第77号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容については、規約変更理由及び改正要旨が同じであるため一括して説明いたします。

議案は14ページから16ページ、議案資料は9ページから13ページまで、それぞれの規約の「新旧対照表」と共通資料を載せております。

議案本文の朗読と「新旧対照表」での説明は省略しまして、議案資料の共通資料で説明いたします。

議案資料の13ページをお開きください。

本議案は、本町が加入している北海道町村議会議員公務災害補償等組合、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村職員退職手当組合の構成団体のうち3団体が解散したことに伴い、組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により組合構成団体の協議を求められたことから、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更理由及び改正要旨につきましては、「札幌広域圏組合」が令和元年7月31日付で解散、「山越郡衛生処理組合」が令和2年3月31日付で解散、「奈井江、浦臼中学校給食組合」が令和2年9月30日付で解散することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約及び北海道市町村職員退職手当組合規約の別表の一部からそれぞれの組合を削除する改正となっております。

なお、「札幌広域圏組合」の解散に伴う規約の変更につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の規約のみが該当となっております。

また、附則において、本規約変更の施行期日を、議案第75号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約及び議案第77号の北海道市町村職員退職手当組合規約につきまし

ては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から、議案第76号の北海道市町村総合事務組合理約につきましても、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行すると定めるものであります。

以上で議案第75号、議案第76号及び議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第75号から議案第77号までの3件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第78号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第78号工事請負契約の締結について（中春別東町土砂災害警戒区域対策工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第78号の内容説明をいたします。

議案の17ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、7,205万円（内消費税及び地方消費税額655万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町中春別東町30番地、株式会社別海、代表取締役、篠田巖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、6月30日から7月20日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格有りと認められました。

入札の執行は、8月20日、角川建設株式会社、寺井建設株式会社、株式会社別海、高玉建設工業株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は6,570万円、最低入札価格は6,550万円で、最低入札者であります本案の株式会社別海と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の7月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の14ページをお開きください。

16ページまでが本案の工事の資料となっております。

14ページですが、工事の場所は、中春別東町、通称「ひょうたん山」です。

右下の工事概要のうち、工事の内容ですが、土砂災害警戒区域解除のため、ひょうたん山全てを掘削、平地化するもので、土砂の掘削量は3万5,300立方メートル、平地化

した後の路盤整正を3,789平方メートル実施するものです。

15ページをお開きください。

15ページは、工事箇所の平面図ですが、掘削範囲は、緑色の山の部分、掘削後に赤色の部分の路盤を整正し、水色の線は、張り芝による側溝を予定しています。

資料16ページには、標準断面図を記載しておりますが、詳細な内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で議案第78号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第79号

○議長（西原 浩君） 日程第22 議案第79号財産の取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第79号の内容説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、高規格救急自動車1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、4,015万円（内消費税及び地方消費税額365万円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町東21条南1丁目1、帯広日産自動車株式会社中標津店、店長、松家紀夫。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は、9月3日で、株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会、田井自動車工業株式会社、釧路トヨタ自動車株式会社中標津店、帯広日産自動車株式会社中標津店の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,000万円、最低入札価格は3,650万円で、最低入札者であります本案の帯広日産自動車株式会社中標津店と現在仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月22日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の17ページをお開きください。

事業名の欄ですが、本件の高規格救急自動車は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源といたしまして消防東出張所へ配備を予定とするものです。

主要諸元は、型式、ニッサンCBF-CS8E26、乗車定員は7名、全長5.330メートル、全幅1.880メートル、全高2.490メートル、総排気量2.488リットル、最大出力147馬力となっています。

18ページには、正面図、背面図、側面図を掲載しております。

以上で議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第80号から日程第26 議案第83号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第80号から日程第26 議案第83号までの財産の取得について（タブレット端末）につきましては、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第80号から83号までの4件の内容につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の19ページをお開きください。

議案第80号から22ページの議案第83号までの4件につきましては、小・中学校に配置するタブレット端末の購入で、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

最初に、議案第80号の本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、タブレット端末658台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、3,973万2,000円（内消費税及び地方消費税額361万2,000円）。

4、取得の相手方、野付郡別海町別海旭町48番地1、株式会社オーレンス、代表取締役、高橋武靖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

入札の執行は、9月3日で、富田屋株式会社、株式会社オーレンス、有限会社マル昇わたなべ商店、株式会社イソジェックの4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は3,760万6,000円、最低入札価格は3,612万円で、最低入札者であります本案の株式会社オーレンスと現在仮契約中であります。

なお、納期は、本年12月3日までとしております。

続きまして、議案の20ページをお開きください。

議案第81号の本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、タブレット端末346台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、2,088万9,000円（内消費税及び地方消費税額189万9,000円）。

4、取得の相手方、野付郡別海町別海旭町48番地1、株式会社オーレンス、代表取締役、高橋武靖。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過についてですが、議案第80号と同様、入札の執行は、9月3日で、富田屋株式会社、株式会社オーレンス、有限会社マル昇わたなべ商店、株式会社イソジェックの4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1,977万4,000円、最低入札価格は1,899万円で、最低入札者であります本案の株式会社オーレンスと現在仮契約中であります。

なお、納期も、本年12月3日までとしております。

続きまして、21ページをお開きください。

議案第82号の本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、タブレット端末319台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、1,926万1,000円（内消費税及び地方消費税額175万1,000円）。

4、取得の相手方、野付郡別海町別海旭町48番地1、株式会社オーレンス、代表取締役、高橋武靖。

次に、入札等の経過について、執行日は、9月3日、これまで同様に4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札しております。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1,823万1,000円、最低入札価格は1,751万円で、最低入札者であります本案の株式会社オーレンスと現在仮契約中であります。

なお、納期は、同じく本年12月3日までとしております。

続きまして、22ページをお開きください。

議案第83号の本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、タブレット端末277台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、1,672万円（内消費税及び地方消費税額152万円）。

4、取得の相手方、野付郡別海町別海旭町48番地1、株式会社オーレンス、代表取締役、高橋武靖。

次に、入札等の経過につきましては、執行日は、9月3日、同様の4者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札しております。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は1,582万8,000円、最低入札価格は1,520万円で、最低入札者であります本案の株式会社オーレンスと現在仮契約中であります。

納期は、同じく本年12月3日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の19ページをお開きください。

事業名の欄ですが、令和2年度、本町の新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、小学校及び中学校教育用コンピューター整備事業として、文部科学省から北海道経由の補助金、及び地方創生臨時交付金を財源に購入を予定するものです。

議案第80号から第83号までのタブレット端末購入数量は、全部で1,600台。

内訳につきましては、①から④まで、それぞれ議案ごとに台数別に記載しております。

端末の仕様ですが、型式、FUJITSU ARROWS Tab FARQ25023Z、OSは、Windows 10 Pro、Officeソフトは、Microsoft 365 Education GIGA Promo、外形寸法は、幅、奥行き、高さの順になりますが、約264ミリ、214.9ミリ、26.2ミリ、画面サイズは10.1型ワイド、付属品は専用スタイラスペン、入力方式は着脱式のスリムキーボードとなっています。

20ページには、端末の外観と規格図を掲載しています。

以上で議案第80号から第83号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第80号から議案第83号までの財産の取得についての4件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第27 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第27 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たっては、まず市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務大臣に推薦するということになっております。

別海町では、現在、別海の保田千恵子さん、それから棚橋昌博さん、西春別地区の山藤史江さん、尾岱沼から新井田史彰さん、中春別地区からは藤原優子さん、これら5名の方々に人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございます。

この中で、山藤史江さんが、令和2年12月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き山藤史江さんを入権擁護委員の候補者として推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。

山藤史江さんは、平成27年に人権擁護委員に選任され、現在2期目で御活躍をいただいているところでございますけれども、主な経歴につきまして若干申し上げます。

山藤史江さんは、昭和26年12月3日生まれで、昭和45年に中標津高等学校を卒業後、民間会社を経て、防衛庁共済組合に勤務されて以降、別海町に在住され現在に至っております。

平成21年4月からは、西春別駅前連合町内会副会長を務められ、自治会活動に熱心に取り組まれているほか、日赤奉仕団等、各種ボランティア団体の活動にも精力的に参加していただいております。

地域住民からの信頼も厚く、人格、識見共に優れた方でして、引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第28 認定第1号から日程第35 認定第8号

○議長（西原 浩君） 日程第28 認定第1号令和元年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第29 認定第2号令和元年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30 認定第3号令和元年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第4号令和元年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第5号令和元年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第6号令和元年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第7号令和元年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第35 認定第8号令和元年度別海町水道事業会計決算認定についての8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、認定第1号から認定第8号までの令和元年度別海町各会計決算についてですが、決算書が大冊ですので、議案資料により決算の概要を一括して説明し、議案説明とさせていただきます。

それでは、議案資料の21ページをお開きください。

資料は、21ページから23ページまでです。

21ページから順に説明をいたします。

最初に、「令和元年度 別海町一般会計及び特別会計「決算概要」」についてです。

「1 一般会計及び特別会計「決算概要」」。

単位は、円で表示をしております。

認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、収入済額で218億741万814円、支出済額217億5,210万6,234円、差引残額5,530万4,580円、うち基金繰入額は3,000万円となっております。

2、国民健康保険特別会計、収入済額25億5,168万1,621円、支出済額25億5,040万1,520円、差引残額が128万101円、うち基金繰入額は100万円となっております。

次に、3、下水道事業特別会計、7億328万3,687円、7億306万9,228円、21万4,459円。

4の介護サービス事業特別会計、5億1,920万552円、5億1,900万900円、19万9,652円。

5の介護保険特別会計、10億7,555万792円、10億7,546万1,596円、差引残額は8万9,196円。

次に、6の後期高齢者医療特別会計、1億7,164万8,618円、1億7,148万1,618円、差引残額が16万7,000円となっております。

次に、下段の「2 一般会計及び特別会計「実質収支に関する調書」」です。

単位は、千円で表示をしています。

認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、218億741万円、217億5,210万6,000円、5,530万4,000円、繰越明許費の繰越額245万1,000円、実質収支額は5,285万3,000円、基金繰入額3,000万円。

次に、2の国民健康保険特別会計、25億5,168万1,000円、25億5,040万1,000円、128万円、実質収支につきましても同額の128万円、基金繰入額は100万円でございます。

3の下水道事業特別会計、7億328万4,000円、7億306万9,000円、21万5,000円で、繰越明許費繰越額が5万円、実質収支額は16万5,000円。

次に、介護サービス事業特別会計です。

5億1,920万円、5億1,900万1,000円、19万9,000円、実質収支につきましても同額の19万9,000円です。

5の介護保険特別会計、10億7,555万円、10億7,546万1,000円、8万9,000円、実質収支につきましても同額の8万9,000円であります。

6の後期高齢者医療特別会計、1億7,164万8,000円、1億7,148万1,000円、16万7,000円、実質収支額につきましても16万7,000円となっております。

次に、資料の23ページです。

「令和元年度 別海町一般会計及び特別会計決算「財産の概要」」です。

初めに、1の「公有財産」ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計、9,297万7,021平方メートル。

建物延面積合計、22万5,547平方メートル。

山林面積合計、6,618万1,545平方メートル。

山林立木推定蓄積量合計、74万3,260立方メートル。

有価証券の合計（株券）で1億1,567万円。

出資による権利の合計、9億9,369万4,000円。

次に、右側の2の「物品・債権・基金」についてです。

これにつきましても、決算年度末の数字で申し上げます。

物品の合計（車両）で157台。

債権合計（貸付金）で7,386万1,000円。

基金合計（25基金）の預金額で32億5,509万8,000円。

基金の再掲ですが、定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出できるものですが、年度末残高では、早坂善也奨学基金、預金で241万4,000円、土地開発基金につきましても、預金のみで1億7,594万7,000円となっています。

次に、下段の「令和元年度 別海町各企業会計「決算概要」」です。

単位は、円で表示をしております。

7の町立別海病院事業会計、収益的収入及び支出の事業収益の決算額、20億5,833万7,690円、事業費用の決算額で22億3,886万62円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額、2億4,116万1,000円で、資本的支出の決算額は3億2,169万4,285円となっております。

最後に、8の水道事業会計です。

収益的収入及び支出の事業収益の決算額で10億7,671万3,427円、事業費用の決算額で7億9,381万5,927円、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で4億8,786万4,089円、資本的支出の決算額は7億6,066万9,180円となっております。

以上、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本認定につきましては、決算書に監査委員の「各会計決算審査意見書」をつけ、「主要な施策の成果一覧表」を添付しておりますので、申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和元年度別海町各会計決算認定の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は

省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第36 報告第6号

○議長(西原 浩君) 日程第36 報告第6号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(寺尾真太郎君) はい。

報告第6号の内容説明をいたします。

議案の32ページをお開きください。

報告第6号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について同条例第17条の規定により報告をするものです。

議案の33ページをお開きください。

「債権放棄調書」になります。

「債権の名称」及び「債権放棄の理由」ごとに御説明いたします。

まず、し尿処理手数料です。

条例第16条第6号、消滅時効が完成し、かつ所在不明等により債務の履行意志の有無を確認することができない理由によるもので、1人、2件で9,910円です。

次に、町立別海病院の診療費です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、2人、2件で4,480円。

条例第16条第3号、債権者が死亡し、かつ相続人全員が相続放棄または相続人がなく、その債務額が強制執行費用額未満である理由によるものは、2人、10件で89万1,400円。

条例第16条第4号、徴収停止の措置を取った日から相当の期間を経過した後においても、なお、履行させることが困難、または、少額の債権額に対して徴収経費が上回るなど、不適當である理由によるものは、14人、15件で37万4,940円。

町立別海病院診療費合計では、18人、27件で127万820円です。

なお、債権放棄の年月日は、令和2年3月31日となっております。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

◎日程第37 報告第7号

○議長(西原 浩君) 日程第37 報告第7号令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第7号の内容説明をいたします。

議案の34ページをお開きください。

報告第7号令和元年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において毎年度健全化判断比率を、公営企業におきましては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと規定されており、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、「令和元年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書」を別冊で配付させていただいております。

また、本日議会への報告と併せまして町のホームページ上でも公表を、「広報べつかい」には、決算の状況と併せまして公表予定でありますことを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧になってください。

まず、最初の表で「健全化判断比率」です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表しておりまして、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

令和元年度の一般会計の決算は、黒字となりましたことから赤字比率は生じておりません。

2つ目の連結実質赤字比率も、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算。

また、公営企業会計は、流動資産が対象となる流動負債を上回っていることから、こちらも赤字比率は生じておりません。

3つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となっております。

令和元年度の比率は12.0%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25.0%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35.0%を大きく下回っておりますが、前年度比較では0.3ポイントの増となりました。

4つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務、こちらが標準財政規模に占める比率を表しておりまして、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

令和元年度の比率は78.0%で、こちらも早期健全化基準である350.0%を大きく下回ってはおりますが、前年度からは7.2ポイントの増となりました。

次に、その下の表で「資金不足比率」です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を表す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模

に占める比率を表しております。

本町では、下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、令和元年度は、3つの会計全てにおいて資金の不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

◎日程第38 報告第8号及び日程第39 報告第9号

○議長（西原 浩君） 日程第38 報告第8号専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）、日程第39 報告第9号専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）の2件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（寺尾真太郎君） はい。

報告第8号及び第9号の2件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の35ページからとなります。

報告第8号及び第9号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第8号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月3日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年3月5日議案第37号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億1,110万円（内消費税及び地方消費税額1,010万円）」を「1億1,168万3,000円（内消費税及び地方消費税額1,015万3,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路法面工において、当初、芝の種の吹きつけでの仕上げを予定しておりましたところ、土壌の関係から一部張り芝に変更したこと、また、防護柵工において、既存のガードレール支柱の損傷が確認され、再利用できずに新材に変更したことにより、58万3,000円の増額となったものです。

次に、報告第9号。

議案36ページになります。

報告第9号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月11日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和2年3月5日議案第38号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億5,850万円（内消費税及び地方消費税額2,350万円）」を「2億5,870万9,000円（内消費税及び地方消費税額2,351万9,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路法面工において、先ほどと同様、芝の種の吹きつけを一部張り芝に変更したことにより、20万9,000円の増額となったものです。

以上で報告第8号から第9号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 1時30分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員